

特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百四十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月一日から適用する。

令和七年九月十七日

厚生労働大臣 福岡 資麿

改正後	改正前
<p>第四 在宅医療 一 四の三の七 (略) 四の四 介護職員等喀痰吸引等指示料に規定する別に厚生労働大臣が定める者</p> <p>(8) (1) (7) (略) (7) (略)</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第四条第一項に規定する指定居宅介護の事業、同条第二項に規定する重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業、同条第三項に規定する同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業又は同条第四項に規定する行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者、同令第四十三条の二に規定する共生型居宅介護の事業を行う者、同令第四十三条の三に規定する共生型重度訪問介護の事業を行う者、同令第四十四条第一項に規定する基準該当居宅介護事業者、同令第四十八条第二項の重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者、同令第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者、同令第九十三条の二に規定する共生型生活介護の事業を行う者、同令第九十四条に規定する基準該当生活介護事業者、同令第一百八条第一項に規定する指定短期入所事業者（医療機関が行う場合及び医師を置くこととされている場合を除く。）、同令第二百五条の二に規定する共生型短期入所の事業を行う者、同令第二百五条の五に規定する基準該当短期入所事業者（医療機関が行う場合及び医師を置くこととされている場合を除く。）、同令第二百二十七条第一項に規定する指定重度障害者等包括支援事</p>	<p>第四 在宅医療 一 四の三の七 (略) 四の四 介護職員等喀痰吸引等指示料に規定する別に厚生労働大臣が定める者</p> <p>(8) (1) (7) (略) (7) (略)</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第四条第一項に規定する指定居宅介護の事業、同条第二項に規定する重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業、同条第三項に規定する同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業又は同条第四項に規定する行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者、同令第四十三条の二に規定する共生型居宅介護の事業を行う者、同令第四十三条の三に規定する共生型重度訪問介護の事業を行う者、同令第四十四条第一項に規定する基準該当居宅介護事業者、同令第四十八条第二項の重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者、同令第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者、同令第九十三条の二に規定する共生型生活介護の事業を行う者、同令第九十四条第一項に規定する基準該当生活介護事業者、同令第一百八条第一項に規定する指定短期入所事業者（医療機関が行う場合及び医師を置くこととされている場合を除く。）、同令第二百五条の二に規定する共生型短期入所の事業を行う者、同令第二百五条の五に規定する基準該当短期入所事業者（医療機関が行う場合及び医師を置くこととされている場合を除く。）、同令第二百二十七条第一項に規定する指定重度障害者等包括</p>

業者、同令第五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者、同令第六十二条の二に規定する共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う者、同令第六十三条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）事業者、同令第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者、同令第七十一条の二に規定する共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う者、同令第七十二条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）事業者、同令第七十三条の三に規定する指定就労選択支援事業者、同令第七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業者、同令第八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業者、同令第二百一条第一項に規定する指定就労継続支援B型事業者、同令第二百三条第一項に規定する基準該当就労継続支援B型事業者、同令第二百八条に規定する指定共同生活援助事業者、同令第二百十三条及び同令第二百十三条の十四に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者

五〇八 (9) (11) (略)

支援事業者、同令第五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者、同令第六十二条の二に規定する共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う者、同令第六十三条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）事業者、同令第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者、同令第七十一条の二に規定する共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う者、同令第七十二条第一項に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）事業者、同令第七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業者、同令第八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業者、同令第二百一条第一項に規定する指定就労継続支援B型事業者、同令第二百三条第一項に規定する基準該当就労継続支援B型事業者、同令第二百八条に規定する指定共同生活援助事業者、同令第二百十三条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者及び同令第二百十三条の十四に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者

五〇八 (9) (11) (略)